

記者発表資料
令和8年4月27日
農政部家畜防疫対策室
担当：高橋・高野
TEL：022-211-2854

角田市の高病原性鳥インフルエンザに係る監視強化区域の解除について

令和8年3月26日（木）に角田市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生農場の防疫措置完了から28日が経過し、監視強化区域（※）内の養鶏場を対象とした監視強化区域解除検査において、すべての対象農場の陰性が確認されましたので、農林水産省と協議の上、以下のとおり監視強化区域を解除しました。（別添図1：参照）。

※ 監視強化区域：発生農場を中心とした半径10km以内の区域

1 監視強化区域の解除の日時

令和8年4月27日（月）午前0時

2 報道機関へのお願い

家きん農場での取材は、家畜伝染病の予防の観点から、厳に慎むようお願いいたします。

3 その他

- （1） 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
- （2） 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

(別添図1) 移動制限区域、搬出制限区域及び監視強化区域におけるスケジュール

移動制限区域: 以下の①～⑤の物品について、農場からの持ち出し及び区域内への持ち込みが制限される区域

搬出制限区域: 以下の①～⑤の物品について、区域外への持ち出しが制限される区域

監視強化区域: 以下の①～⑤の物品について、持ち出しの制限はないが、監視を強化

①生きた家きん ②卵 ③死体 ④排せつ物 ⑤敷料等

※ ①～⑤の一部については、清浄性等が確認された農場であれば、動物衛生課が病原体拡散防止措置が十分講じられることを確認した上で農場ごとに出荷が可能となる。

